

事業概要

行政検査外において、希望する高齢者に対し核酸増幅検査を実施する事業。  
令和2年12月補正予算にて実施することとした新規事業。

【対象者】

介護保険施設（**特養・老健**）への**新規入所者**の内、**希望される65歳以上の方**  
本人自己負担、施設負担等なし（100%公費）

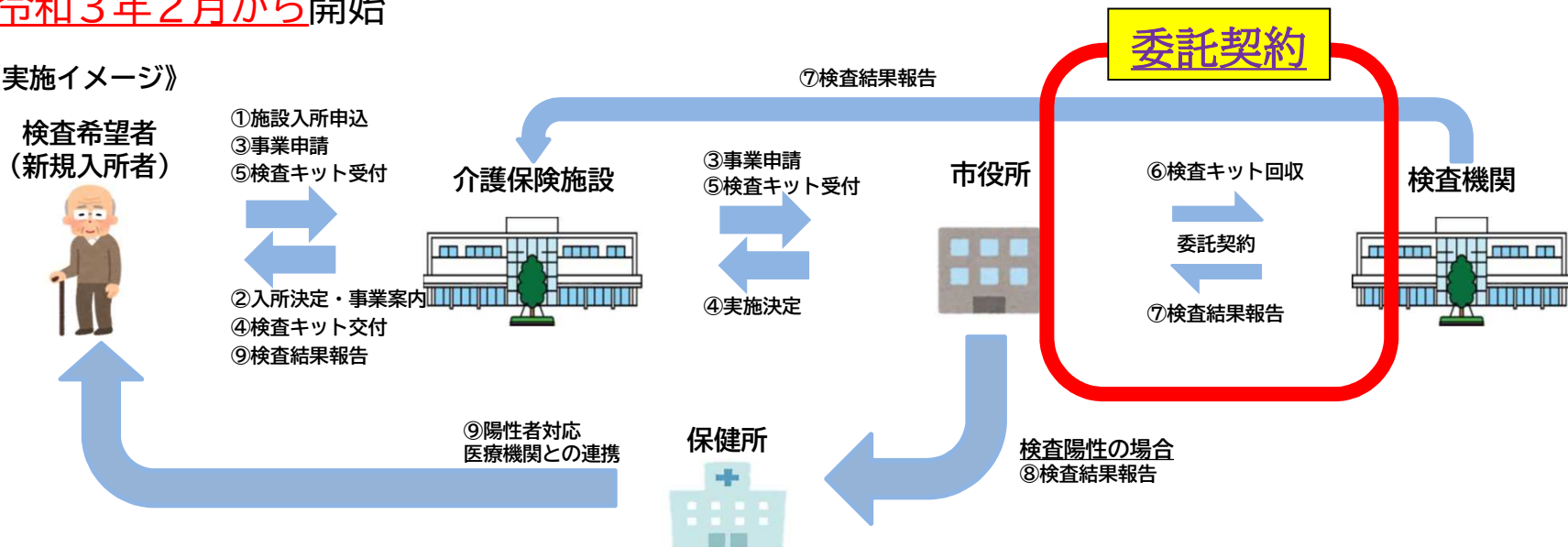
【実施方法】

検査機関への業務委託。申請受付や検査キット受付、結果通知は施設を介して実施する。

【実施時期】

**令和3年2月から開始**

《実施イメージ》



# 「高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業」の実施スキーム

## 事務フロー

### ①施設入所申込

入所申込の受付（通常どおり）をしてください。

### ②入所決定・事業案内

入所決定を通知する際に、併せて当事業のご案内（別紙チラシ）をしてください。

### ③事業申請

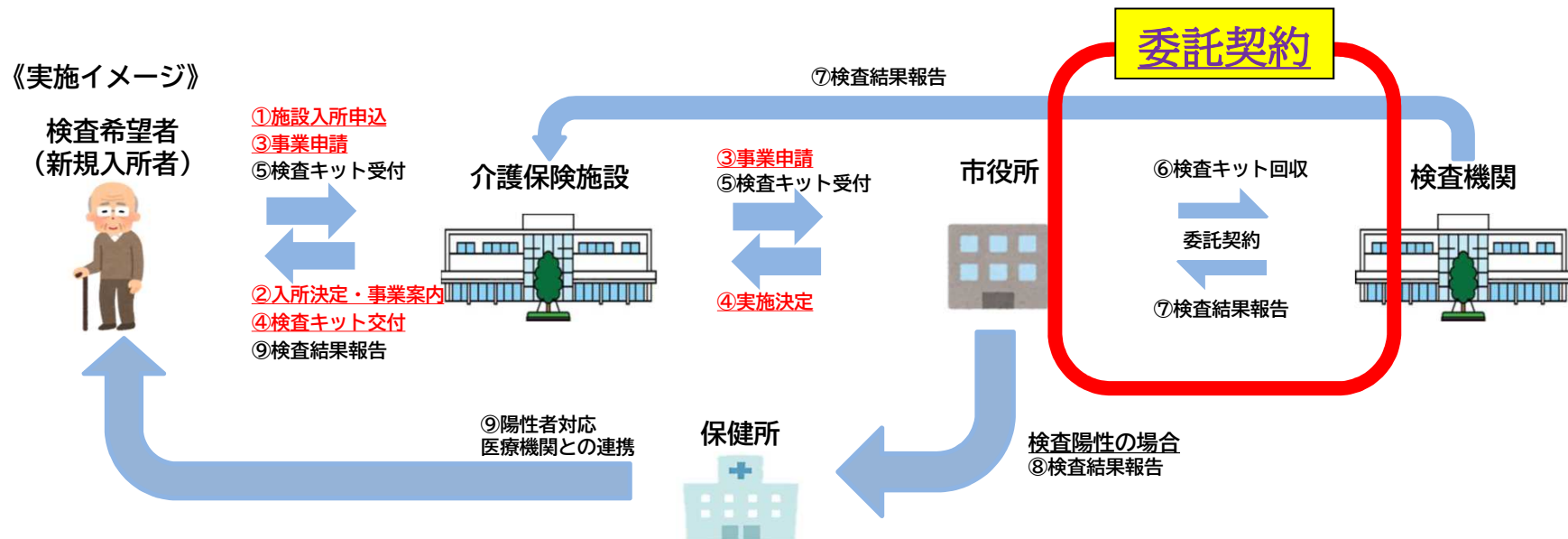
利用者が事業の申請を希望される場合は、申請書（様式第1号）を受付けてください。  
事業の対象となるかどうか確認してください。受付時に市へFAXで送信してください。

（65歳以上・新規入所者（ショート利用不可）・検査を希望している）

### ④実施決定 検査キット交付

対象者に対し検査キットを交付し、検体の採取を案内してください。

（家族への依頼も可。必要に応じて支援をお願いします。）



# 「高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業」の実施スキーム

## 事務フロー

### ⑤検査キット受付

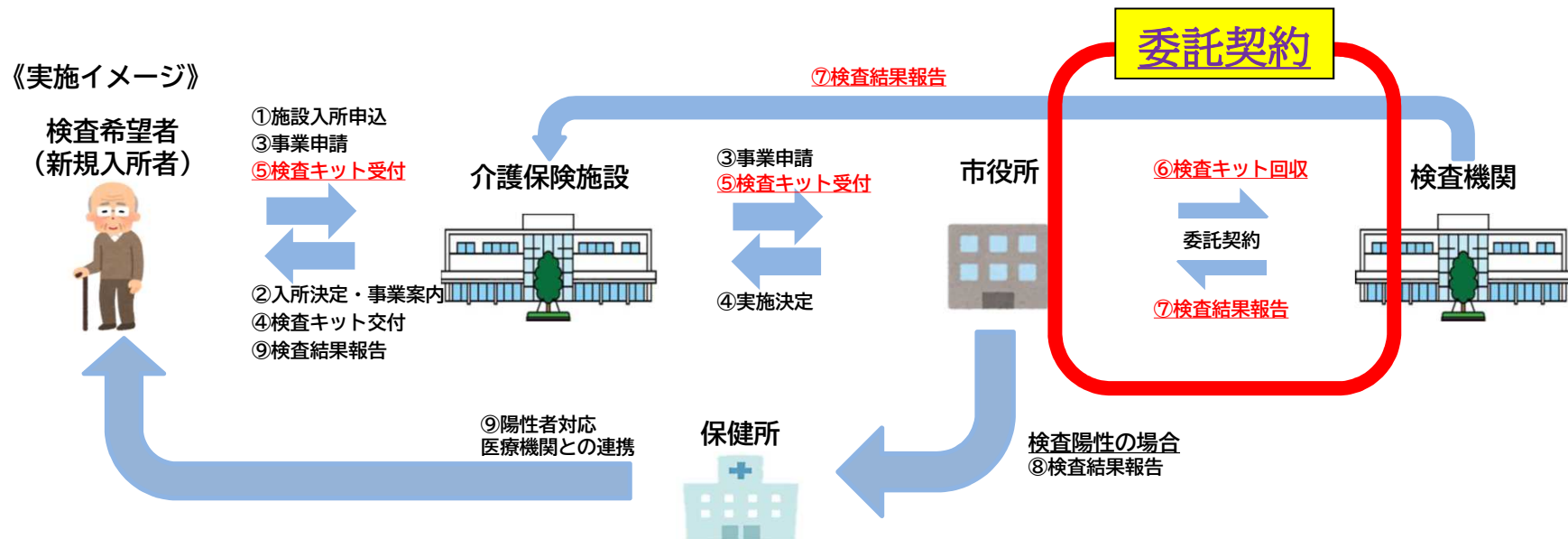
市への申請書類の提出と、検体採取した検査キットの提出をお願いします。  
(検査キットの受検者確定を適正に実施してください)

### ⑥検査キット回収

検査機関が採取済み検査キットを回収し、検査を実施します。

### ⑦検査結果報告

検査機関から市と施設へ検査結果を通知します。  
(早ければ翌日にFAX)



# 「高槻市高齢者新型コロナウイルス感染症検査事業」の実施スキーム

## 事務フロー

⑧検査結果報告（検査陽性の場合）  
市から保健所へ報告します。

⑨検査結果報告  
施設から対象者へ報告します。

⑨検査結果報告（検査陽性の場合）  
保健所から、直接対象者へ連絡します。（指示事項が含まれます）

